

れる自由な意思決定であるということができる。

したがって、宗教の伝道・教化活動は、自由な意思決定を歪めないで、信仰を受け入れるという選択、あるいは、信仰を持ち続けるという選択をさせるものでなければならない。

2 伝道活動についてみると、信仰を受け入れさせるという宗教の伝道活動は、

- ① まず第一に、神の教えであること（教えの宗教性あるいは神秘性）を明らかにした上で相手方に信仰を得させようとするものでなければならないとすべきである。神秘と事実を混同した状態で信仰を得させることは、神秘に帰依するという認識なしに信仰を得させ、自由な意思決定に基づかない隸属を招くおそれがあるため、不正な伝道活動であるといわなければならない。

- ② 次に、入信後に特異な宗教的実践が求められる場合、その宗教の伝道活動においては、入信後の宗教的実践内容がどのようなものとなるのかを知らせるものでなければならないとすべきである。信仰を得させた後で初めて特異な宗教的実践を要求することは、結局、自由な意思決定に基づかない隸属を強いるおそれがあるため、不正な伝道活動であるといわなければならない。

3 次に、教化活動についてみると、信仰を維持させるという宗教の教化活動の場面においても、歪んだ形で情緒を形成させることは許されない。人は、信者以外の家族や友人・知人とのつながりにより常に情緒面での変化を遂げるから、一旦得た信仰であっても、これをいつまでも持ち続けるとは限らない。これは仕方のないことである。信仰の維持を強制するため、人の情緒面での変化をもたらす家族や友人・知人との接触を断ち切り、歪んだ形で情緒を形成させ、信仰を維持させることは、不正な教化活動であるといわなければならない。

また、宗教教義の実践をさせるという教化活動においては、不安や恐怖を煽ってどのような宗教教義の実践をさせてても良いと考えることはできない。

もともと、旧約聖書の神（ヤハウェ）は、祈りの放棄や棄教といった裏切りに対し苛烈な罰を課する神であるから、旧約聖書に基づく一神教において、こ